

燃料費調整に係る見直しについて

当社は、燃料費調整制度により、火力燃料の輸入価格（原油、LNG、石炭）の変動を、あらかじめ定めたルールにより、毎月の電気料金を通じて調整（燃料価格が基準を上回る場合はプラス調整（電気料金へ増額）、下回る場合はマイナス調整（電気料金から減額））を行っております。

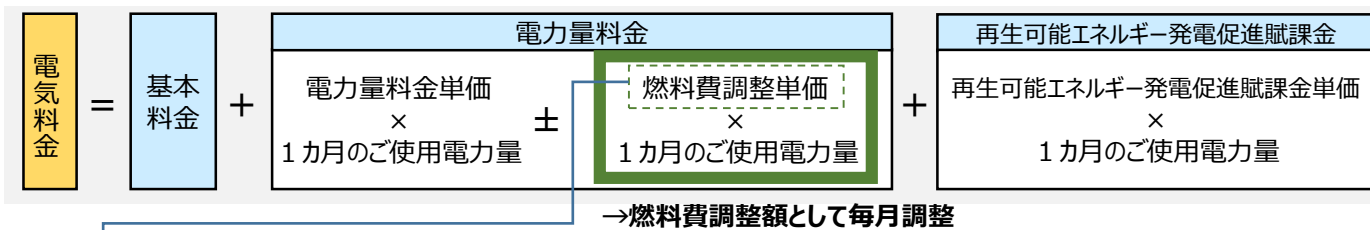
今回の料金改定においては、最新の電源構成などを反映した算定諸元の見直しや、経済産業省令に基づいた「離島ユニバーサルサービス調整」の区分を行っております。

1. 燃料費調整制度の仕組み

燃料費調整制度とは、火力発電に用いる燃料（原油・LNG・石炭）の輸入価格の変動について、貿易統計価格に基づき、見比べ対象となる基準燃料価格と、実績の平均燃料価格の差分を、電気料金に反映する仕組みであり、実績の平均燃料価格が基準燃料価格を上回ればプラス調整（電気料金に増額）、実績の平均燃料価格が基準燃料価格を下回ればマイナス調整（電気料金から減額）して毎月の電気料金のご請求額に「燃料費調整額」として反映しております。

燃料費調整単価は毎月見直され、具体的には、燃料価格の3カ月平均値（平均燃料価格）に基づき、2カ月後の燃料費調整単価を算定し、毎月（1カ月ごと）の電気料金に反映します。

<燃料費調整額の算定式>



$$\text{燃料費調整単価} = \left(\text{3カ月間の平均燃料価格} - \text{基準燃料価格} \right) \times \text{基準単価} \div 1,000\text{円/kWh}$$

<平均燃料価格(実績価格)>

→実績に基づき毎月変動

財務省が公表する貿易統計価格（実績）から原油・LNG・石炭それぞれの平均価格（3カ月平均値）を算定し、熱量構成比などを勘案した原油1キロリットルあたりに換算した平均燃料価格を算定します。（熱量構成比などにもとづく換算係数は改定の都度見直し）

<基準燃料価格>

今回見直し

→料金改定の都度見直し

料金設定の前提である原油・LNG・石炭の燃料価格の加重平均値で、燃料費調整における価格変動の基準値。

→料金設定上の燃料価格相当と言い換えることができ、料金設定上の燃料価格からの変動分を燃料費調整制度において調整（プラス/マイナス）しています。

<基準単価>

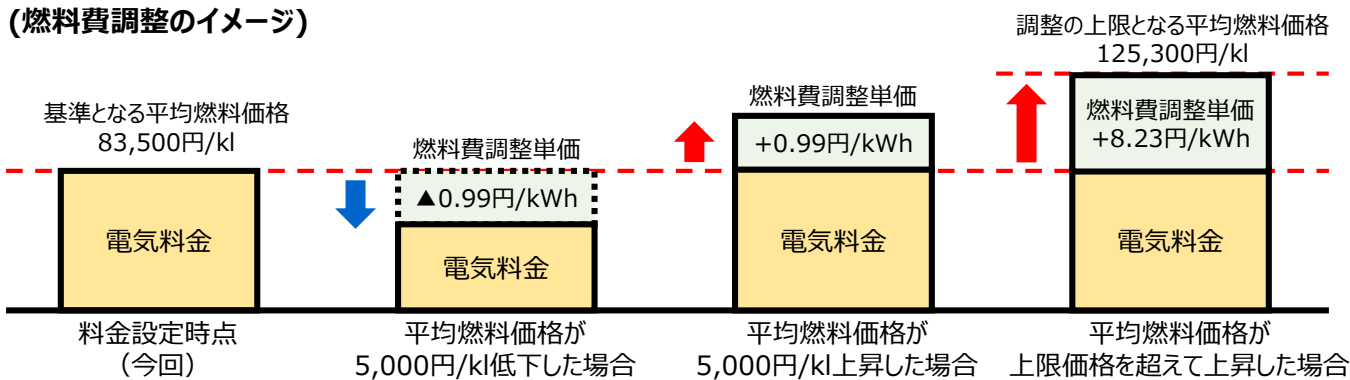
今回見直し

→料金改定の都度見直し

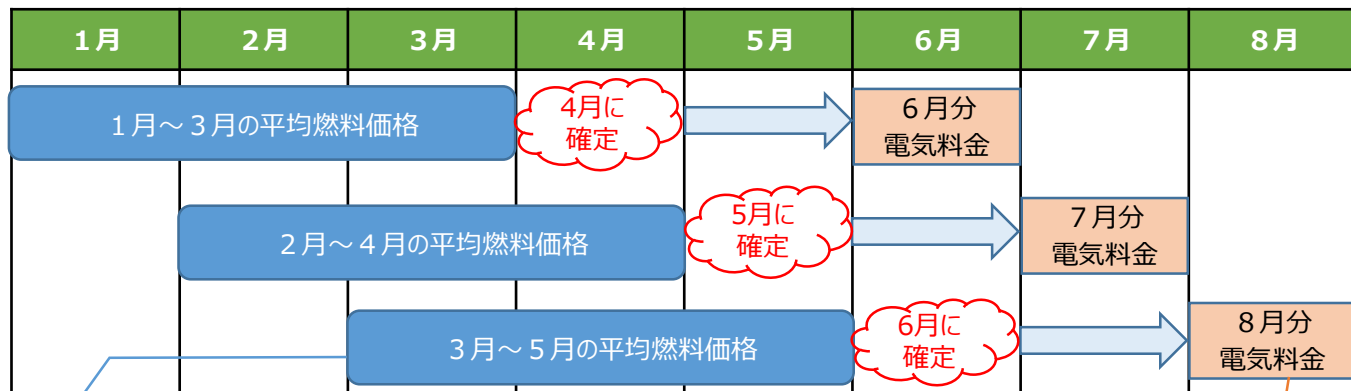
基準単価は、平均燃料価格が1,000円/kWh変動した場合の電力量1kWhあたりの変動額。

→燃料価格が変動した影響を1kWhあたり単価に換算する単価と言い換えることができます。

(燃料費調整のイメージ)



(燃料価格の算定期間と電気料金への反映時期のイメージ)



3カ月分の平均燃料価格をもとに
燃料費調整額が決まります。

2カ月後の電気料金に反映されます。

上表のとおり、3カ月分の平均燃料価格（実績）をもとに、毎月の電気料金へ反映しております。
燃料価格の下落傾向が続いた場合には、燃調費調整額は「マイナス調整」となり、電気料金の減額（割り引き）として反映されます。

2. 燃料費調整の見直し

<見直し内容>

- ① 最新の電源構成などを反映し、基準燃料価格・基準単価などの燃料費調整単価算定の基礎となる算定諸元を見直し。
- ② 経済産業省令に基づき、これまで燃料費調整に含まれていた離島供給（東北電力ネットワークが供給）に係る火力燃料費の変動を区分して「離島ユニバーサルサービス調整※」として算定。

(①基礎となる算定諸元の見直し)

電源構成や燃料価格の見直しに合わせ基準燃料価格および基準単価を変更しております。なお、燃料価格の採録期間の見直しを行ったことなどに伴い、申請時にお知らせした金額とは異なります。

燃料価格の高騰や為替の影響により、基準燃料価格が大幅に上昇しております。

なお、基準単価は、平均燃料価格が1,000円/kℓ変動した場合の1kWhあたりの調整単価であり、価格の変動に伴う燃料費調整の調整幅は、現行より小さくなります。

内容		単位	旧燃料費調整	新燃料費調整※2
基準燃料価格	基準となる平均燃料価格	1kl当たり	31,400円	83,500円
上限価格	平均燃料価格の上限※1	1kl当たり	47,100円	125,300円
基準単価	平均燃料価格が1,000円/kl変動した場合の電気料金単価への影響額	1kWh 当たり	22銭1厘	19銭7厘

※1 平均燃料価格の上限は、規制料金のみ適用となります。

※2 2023年5月31日までのご使用分には見直し前の約款に基づく燃料費調整単価を、
2023年6月1日以降のご使用分には見直し後の約款に基づく燃料費等調整単価を適用いたします。

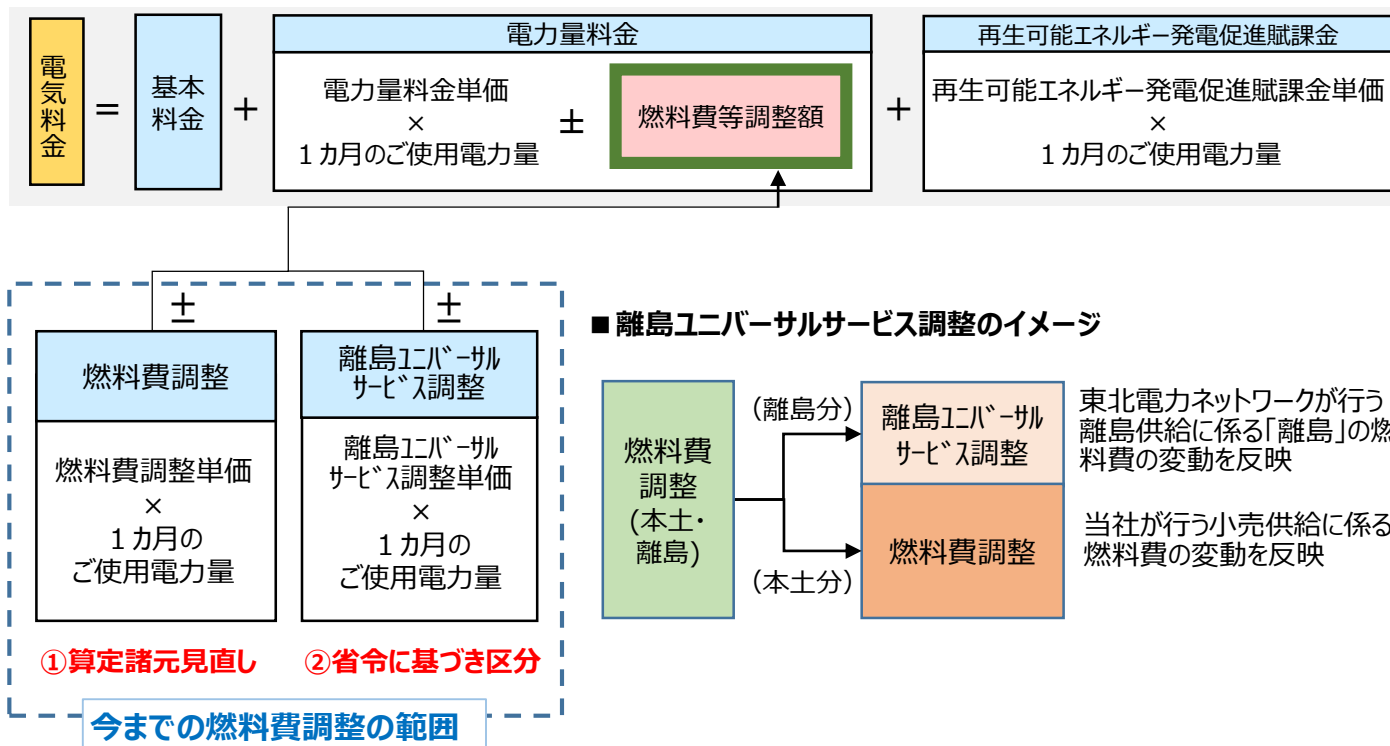
(2) 離島ユニバーサルサービス調整

■ 離島ユニバーサルサービス調整の概要

「離島ユニバーサルサービス調整」とは、本土と電力系統が接続されていない離島において一般送配電事業者が行う離島供給に係る火力燃料費の毎月の変動を、託送料金を通じて調整するものです。

託送料金を通じて行われるものですが、経済産業省令に基づき、託送料金と同様の調整を電気料金においても行うものです（託送料金と同じ単価）。

※見直しによるお客さまの追加負担が発生するものではありません。お客さまには燃料費調整単価とあわせて「燃料費等調整単価」としてお知らせいたします。



■ 離島ユニバーサルサービス調整における離島基準燃料価格および離島基準単価

内容		単位	離島ユニバーサルサービス調整※
離島基準燃料価格	基準となる離島平均燃料価格	1kl当たり	79,300円
離島上限価格	離島平均燃料価格の上限	1kl当たり	119,000円
離島基準単価	離島平均燃料価格が1,000円/kl変動した場合の電気料金単価への影響額	1kWh当たり	1厘

※ 離島ユニバーサルサービス調整額の算定は、託送約款と同じ単価を使用して算定いたしますが、申請後に託送約款の変更が行われたため、算定諸元について見直しました。